

昭和五十年法務省令第六十八号

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八条第一項及び工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第十七条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この省令を制定する。

（不動産、工場財団及び農業用動産の管轄登記所の指定）

第一条 不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域内にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。

一 当該数個の登記所が同一の法務局又は地方法務局管内の登記所である場合 当該法務局又は地方法務局の長
二 前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第一百四十八号）第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合 当該法務局の長

（鉱業財團等の管轄登記所の指定についての準用）

第二条 前条の規定は、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）による鉱業財團、漁業財團抵当法（大正十四年法律第九号）による漁業財團、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）による港湾運送事業財團、道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による道路交通事業財團及び観光施設財團抵当法（昭和四十三年法律第九十一号）による観光施設財團の管轄登記所の指定について準用する。

（筆界特定の管轄法務局等の指定）

第三条 対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあっては法務省組織令第六十四条第二項の規定による事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあっては同令第六十六条の管轄区域をいい。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第二百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。

（夫婦財産契約の管轄登記所の指定についての準用）

第四条 第一条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）による夫婦財産契約の管轄登記所の指定について準用する。この場合において、同条中「不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域内にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産」とあるのは、「夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所が二以上ある場合の当該夫婦財産契約」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五九年六月二九日法務省令第二六号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二〇日法務省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月一一日法務省令第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月一八日法務省令第四六号）
この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年四月一〇日法務省令第一六号）
この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年四月十日）から施行する。
附 則 （平成二一年三月二九日法務省令第二九号）
この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 （令和二年三月三〇日法務省令第二二号）
この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。